

消基発第 191 号

平成 30 年 4 月 9 日

各市町村長
各消防補償等組合管理者
各水防組合管理者
水害予防組合管理者

} 様

消防団員等公務災害補償等共済基金

常務理事 米田 順彦

[押印省略]

福祉事業の実施に関する規程等の一部改正について（通知）

今般、福祉事業の実施に関する規程（昭和 47 年基金規程第 4 号）の一部を別添のとおり改正したので通知します（改正の概要は下記 1 のとおり）。

併せて、福祉事業等の取扱いについて（平成 2 年 3 月 14 日消基発第 119 号）の一部を下記 2 のとおり改正するので通知します。

記

1 福祉事業の実施に関する規程の一部改正

(1) 改正内容

「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の算定等に関する基準」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 528 号）が「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」に改められたため、所要の改正を行ったこと。

(2) 施行期日

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から適用すること。

2 福祉事業等の取扱いについて（平成 2 年 3 月 14 日消基発第 119 号）の一部を次のとおり改正する。

ただし、この改正は平成 30 年 4 月 1 日以後に発生した事由について適用し、適用日前に発生した事由については、なお従前の例によることとする。

第 1 の 2 の (9) 中「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の算定等に関する基準」を「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」に改め、「義肢等補装具支給要綱の制定について」を「義肢等補装具の支給について」に改め、「義肢等補装具支給要綱」を「義肢等補装具費支給要綱」に改める。